

災害時における情報通信基盤等の復旧・復興の支援協力に関する協定書

富士吉田市（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県情報通信業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の復旧・復興にむけた支援・協力について次のとおりに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士吉田市において、地震・噴火・台風その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により、甲の情報発信・収集や情報ネットワーク等の機能が損なわれ、又はその目的を十分に果たすことができなくなり、通常の保守管理手段等ではその解決を図ることができない場合等に、それらの機能を早急に復旧し、又は充実・代替することにより、被災者支援や復旧・復興活動の円滑な遂行等に資することを目的とする。

（支援・協力等）

第2条 災害等が発生し、甲が必要と認める場合は、乙又は乙の会員（以下「会員」という。）に支援・協力を要請することができるものとする。

2 乙又は会員は、前項の要請があった場合において、可能な限り甲に協力するものとする。

3 乙又は会員は、第1項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために、甲に対し支援・協力を申し出ることができるものとする。

4 本協定の円滑な実施を図るために、甲乙又は会員の連絡窓口を別途定め、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（支援・協力要請の手続き）

第3条 甲から乙又は会員への支援・協力要請は文書で行うものとし、要請書は甲乙がそれぞれ1通保管するものとする。

2 緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙又は会員への協力要請を口頭又は電話等で行うことができることとするが、この場合においても、甲は、後日すみやかに要請書を送付するものとする。

（支援・協力内容）

第4条 この協定により、乙又は会員の行う支援・協力は、概ね次のとおりとする。内容および実施方法等については、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（1）緊急に必要なとなるIT機器、通信機器等の貸与、復旧支援等

(2) 情報処理システム等の復旧支援

(3) 第1条に掲げる目的を達成するための技術的助言、提案、支援・協力等

(費用負担)

第5条 乙又は会員から甲へのIT機器、通信機器等の貸与は、当面の間無償とし、その後、甲乙又は会員協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による本協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後期間満了毎この例によるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義等が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 5月 1日

甲 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

富士吉田市

富士吉田市長 堀 内 茂

乙 山梨県甲府市大津町2192-8

一般社団法人 山梨県情報通信業協会

会 長 飯 室 元 邦